

令和 7 年度鶴岡市朝日地域地域おこし協力隊募集要項

鶴岡市は、日本有数の豪雪地帯に位置し、パウダースノー、R天国が魅力の湯殿山スキー場や出羽三山の奥宮湯殿山神社など、湯殿山エリアは自然と文化が豊かに共存する特別な場所です。しかし、スキー場やキャンプ場の通年活用の課題や地域連携の弱さ、担い手不足等の課題があります。

観光資源である湯殿山スキー場は冬季限定の利用にとどまり、オフシーズンの魅力が十分に発信されていません。また、イベントや施設運営での協働が断続的で、地域全体での連携が不足している状態です。湯殿山エリアの魅力といえる「自然体験」のインストラクターやプレイリーダーが不足しています。

次世代の担い手育成が急務となっていることから、湯殿山スキー場、キャンプ場を核とした湯殿山エリアにおいて、イベントの企画立案、SNS等を駆使した情報発信、地域との交流、自然体験のスキルアップを図りながら、地域の活性化に取り組む地域おこし協力隊を募集します。

1. 活動地

鶴岡市（主に朝日地域）

活動拠点：株式会社月山あさひ振興公社 湯殿山事業所

住 所：山形県鶴岡市田麦俣六十里山 1 0 4－5

2. 募集人数

2 名

※採用基準に満たない場合は、採用を行わない場合があります。

3. 職務の概要

- (1) 湯殿山エリアにおいてスキー場やキャンプ場、六十里越街道等の地域資源を活用し実施してきた既存イベントのブラッシュアップや企画立案、スキー場・キャンプ場の活性化に資する活動
- (2) インスタグラムやフェイスブック、ユーチューブ等の各 SNS や関係する団体のアカウントを利用し、スキー場、六十里越街道トレッキングイベント等湯殿山エリアの積極的な PR、イベント情報等の周知に関する活動
- (3) 湯殿山エリアの地域資源を利用しながら、市内外の観光関係者や地域団体、地域住民とのネットワークを構築し、様々な年齢層や同じ目的をもつ団体とイベントを通じ交流するとともに、自らもイベントを立ち上げ地域の活性化を図るための交流活動
- (4) 任期終了後に市内定住・起業を目指すため、森林インストラクター、プレイリーダー等の資格を積極的に取得し、将来、起業するためのスキルアップを目指す

4. 募集対象

- (1) 年齢 20 歳以上である方。
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有する者。ただし、海外在住者、隊員経験者（他市町村で 2 年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から 1 年以内の者）及び JET プログラム修了者（他市町村で 2 年以上 JET 参加者として活動し、かつ、JET プログラム終了から 1 年以内の者）はこの限りではない。

- (3) 心身が健康で、地域づくり活動に取り組む意欲と情熱をもっている方。
- (4) 普通自動車免許を有する方（A T限定可）。
- (5) パソコン(ワード・エクセル)の一般的な操作ができる方。
- (6) 任期終了後も、鶴岡市に定住し就業・起業する意欲のある方。
- (7) 上記（1）から（6）までの規定にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方。

5. 雇用形態及び期間

- (1) 株式会社月山あさひ振興公社が雇用します。
- (2) 期間は、採用日から令和8年3月31日までとします。ただし、期間は延長することができ、最長3年とします。
- (3) 令和8年4月1日以降の雇用については、双方協議のうえ、判断させていただきます。
- (4) 募集対象の要件に違反した場合や地域おこし協力隊にふさわしくない言動があった場合には、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則として週5日間とします。（土曜、日曜の勤務は振替対応。）
- (2) 勤務時間：原則として、8時30分から17時までとし、昼の休憩時間は12時から13時（1時間）までとします。
- (3) 年休：勤務した月の翌月から月ごとに1日、6か月を経過した月に5日間を付与（年間10日間）とし、利用しなかった年休は翌年に繰り越すことができます。

7. 報酬

月額 250,000 円を予定。

※毎月の給与は月末に締め、翌月10日に支給します。

※上記の金額から所得税が差し引かれます。

※時間外勤務手当、賞与（12月）の支給があります。

※退職手当は支給しません。

8. 福利厚生

- (1) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (2) 活動期間中の住居は市が用意することも可能です。その場合は家賃補助として月額40,000円を上限に補助します。
- (3) 光熱水費、通信料、自治会費等については隊員の負担とします。
- (4) 活動に使用する車両については市が用意するものに限り市が負担します。
また、ご自分の車を使用した場合も含め、活動に要した燃料は市が負担します。
- (5) 活動に必要なパソコン、事務用品等を貸与します。
- (6) 引っ越しに必要な経費は、隊員の負担とします。
- (7) 鶴岡市地域おこし協力隊定住促進起業化・事業継承補助金を設けておりますのでご活用ください。

9. スケジュール

応募期間：令和7年10月24日まで ※10月24日まで書類必達

選考：一次選考 書類選考：10月下旬

二次選考 現地でのおためし地域おこし協力隊（2泊3日）：11月中旬～
12月上旬

※最終結果は12月に通知します。

着任：令和8年1月（予定）

10. 注意事項

住民票の移動は必ず採用日以降に行ってください。それ以前に住所を異動されると募集対象者の要件から外れるため、採用取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

11. 応募手続

（1）応募受付期間

令和7年10月24日（金）まで

※郵送またはメールで受け付けいたします。

※提出された書類は返却いたしません。

（2）提出書類

応募用紙（鶴岡市HPよりダウンロードしてください。）

（3）申し込み お問合せ先

〒997-0492 山形鶴岡市下名川落合1番地 鶴岡市朝日庁舎産業建設課

電話：0235-53-2120 FAX：0235-53-2119

E-mail:norin-as@city.tsuruoka.yamagata.jp

ふりがな				(顔写真) 枠内に貼り付けてください。
氏 名				
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	性 別		
現 住 所	〒			
連 絡 先	電 話	(自宅)	(携帯)	
	E-mail			
家 族 構 成 (氏名・年齢)			趣味・特技	
取得している 資格・免許				
ボランティア等 自主活動の経験				
健 康 状 態	※アレルギー、持病など健康上の特記すべき事項があればご記入下さい。			
学 歴 職 歴	年	月	学 歴 ・ 職 歴	
応 募 条 件 確 認 欄	【下記項目をご確認のうえ、□にチェックマークを入れてください】 ☐ 年齢が 20 歳以上である。 ☐ 三大都市圏をはじめとする都市地域※1 に居住している。 ※1 条件不利地域(過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域) 以外の地域に居住している方が対象となります。 ☐ 心身が健康で、かつ地域づくり活動に取り組む意欲と情熱をもっている。 ☐ 普通自動車運転免許を取得している(AT 限定可)。 ☐ パソコン(ワード、エクセル)の一般的な操作ができる。 ☐ 任期終了後も鶴岡市に定住し、就業・起業する意欲がある。 ☐ 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当していない。			

注意事項：現住所及び連絡先の欄には確実に連絡が取れる場所・番号を記載してください。